

看護師による特定行為に対する包括同意のお願い

湘南東部総合病院
 病院長 大川 伸一
 看護部長 大瀧美穂子

特定行為は、診療の補助であり、医師の指示のもと看護師が手順書により行う医療行為のことを指します。特定行為を行う看護師（特定看護師）は、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされます。そのため、厚生労働省の定める「特定行為に係る看護師の研修制度」があり、その研修を受講した看護師のみが行える38行為となっています。

特定行為を行う事で、患者様へタイムリーな医療の提供を可能とします。また、看護師の知識・技術の向上となり、医療の質向上へとつながると考えています。

当院所属の特定看護師は、38行為のうち以下、4行為の実施が可能であり、医師の指示があった場合や緊急的に応急処置が必要となった場合に、患者様へ特定行為を実施させていただくことがあります。

特定行為	特定行為の概要
気管カニューレの交換	医師の指示の下、手順書により、気管カニューレの状態（カニューレ内の分泌物の貯留、内腔の狭窄の有無等）、身体所見（呼吸状態等）及び検査結果（経皮的動脈血酸素飽和度（SpO ₂ ）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、留置されている気管カニューレの交換を行う。
胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	医師の指示の下、手順書により、身体所見（ろう孔の破たんの有無、接着部や周囲の皮膚の状態、発熱の有無等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換を行う。
褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	医師の指示の下、手順書により、身体所見（血流のない壊死組織の範囲、肉芽の形成状態、膿や滲出液の有無、褥瘡部周囲の皮膚の発赤の程度、感染徴候の有無等）、検査結果及び使用中の薬剤等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、鎮痛が担保された状況において、血流のない遊離した壊死組織を滅菌ハサミ（剪刀）、滅菌鑷子等で取り除き、創洗浄、注射針を用いた穿刺による排膿等を行う。出血があった場合は圧迫止血や双極性凝固器による止血処置を行う。
脱水症状に対する輸液による補正	医師の指示の下、手順書により、身体所見（食事摂取量、皮膚の乾燥の程度、排尿回数、発熱の有無、口渇や倦怠感の程度等）及び検査結果（電解質等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、輸液による補正を行う。

患者様とご家族様は、特定看護師が特定行為を行う事を無条件に拒否することができます。また、そのことで診療上の不利益を被ることはありません。特定看護師による特定行為を拒否される場合は、入院・外来受診の際にお申し出ください。